

令和3年4月

草加市立谷塚小学校 保護者様

児童の携帯電話・スマートフォンの利用について（お願い）

草加市立谷塚小学校

校長 森田 恵子

日頃より、本校教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、現在、携帯電話やスマートフォン（以下、携帯電話等と言う）利用者の低年齢化が急速に進んでおり、本校においても、自分専用の携帯電話等を所有している児童がいる状況にあります。携帯電話等は大変便利な道具であることは周知の通りです。正しく使えば私たちの生活をより豊かに、より快適にしてくれます。しかし、一歩使い方を誤れば、深刻な犯罪に巻き込まれたり、知らぬ間に他人を傷つけてしまったり、時には、自分自身が犯罪を起こしてしまったりする可能性もあります。また、動画や画像をSNSや動画サイトに投稿し、トラブルに巻き込まれるといった事例は、報道でもしばしば耳にするところでもあります。

つきましては、本校に通うすべての児童が携帯電話等をより安全に利用できるようにするため、また、携帯電話等の利用の有無に関わらずどの児童も安心して生活できるようにするため、「携帯電話・スマートフォン利用に関する保護者の皆様へのお願い」「谷塚小 携帯電話・スマートフォンのきまり」を配付させていただきます。

携帯電話等の利用について、各ご家庭が一定の共通理解のうえに立ち、学校外での児童の生活を見守っていただければ幸いです。趣旨をご理解のうえ、保護者の皆様にはご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 趣 旨
 - ・ 携帯電話等をめぐる社会的被害から児童を守る。
 - ・ 携帯電話等をめぐる児童間トラブルの未然防止に役立てる。
 - ・ 携帯電話等の利用上の礼儀作法を児童に体得させる。
 - ・ 学校職員、保護者、児童それぞれの、携帯電話等に関する課題意識を高める。
- 2 配付物
 - ・ 「携帯電話・スマートフォン利用に関する保護者の皆様へのお願い」（本紙裏面）
 - ・ 「谷塚小 携帯電話・スマートフォンのきまり」（別に配付）
- 3 期 間
 - ・ 谷塚小学校入学時から卒業時まで
- 4 その他
 - ・ 内容は適宜見直しを行い、必要に応じて加除修正を行っていく。

携帯電話・スマートフォン利用に関する保護者の皆様へのお願い

草加市立谷塚小学校

【はじめに】

ご家庭にある携帯電話等は、言うまでもなく保護者の方の所有物です。保護者の方が購入、契約をし、利用に係る料金を支払いますので、その利用に関する一切の責任は保護者の方にあります。そのうえで、子どもに貸し与えているという位置付けをご家庭内で明確にしておきましょう。

【保護者の皆様へのお願い】

1. お子さんの携帯電話等の使用状況を定期的に確認してください。不適切な使用を認めた場合は、速やかに子供に指導をしてください。
2. 塾や習い事など、特別な場合を除き、夜9時から翌朝7時までは、お子さんに携帯電話等を触らせないようにしてください。
3. 携帯電話等を置く場所や、充電する場所は居間等に限定し、子供部屋には持ち込ませないようにしてください。
4. 勉強中や食事中は、携帯電話等を触らせないようにしてください。可能な限り、保護者の皆様もご協力ください。
5. 電話番号やメールアドレス等は、むやみに人に教えさせないでください。教える必要がある場合は、保護者の了解を得てからにしてください。
6. 子供の電子メールやメッセージ等の送信内容と回数を把握してください。1日5回を超える場合は、使い方を指導してください。また、写真や動画は許可なく送信させないでください。
7. 有害サイトから子供を守るために、携帯電話等には必ずフィルタリングをかけてください。インターネットは子供だけで自由に閲覧させないでください。*フィルタリングについては、埼玉県青少年健全育成条例で義務付けられています。
8. お子さんが言う「みんなも〇〇している」等の言いわけを、安易に認めないようにしてください。
9. お子さんがきまりを守れない場合、最低1週間は携帯電話等を預かって、利用状況について振り返る機会をもってください。

【終わりに】

これらの内容は、すべてのご家庭において意識していただくことで、はじめて効果が高まるものです。本校に通う子供たちが、安心して生活できるよう、すべてのご家庭で大切にしてくださいませようお願いいたします。